

いじめ防止対策基本方針



〒405-0017 山梨市下神内川123-2

TEL 0553-22-0163

FAX 0553-22-9920

山梨市立加納岩小学校

もくじ

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの基本認識	
2	未然防止の取組	3
	(1) 具体的な指導計画の作成	
	(2) 実態把握の重要性	
	(3) 自尊感情を高める「学習活動，学級活動，学年・学校行事」の充実	
	(4) 人権教育，道徳教育の充実	
	(5) 保護者・地域住民との連携	
3	早期発見の取組	5
	(1) いじめに気づく力を高める	
	(2) 早期発見の手だて	
	・日々の観察	
	・生活アンケートの実施	
	・教育相談	
	・相談しやすい環境づくり	
4	早期対応（いじめへの対処）	7
	(1) いじめ対応への基本的な流れ	
	(2) いじめ発見時の緊急対応	
	・いじめられた子どもに対して	
	・いじめた子どもに対して	
	・周りの子どもに対して	
	・継続指導の重要性	
	(3) インターネット上のいじめへの対応	
5	いじめ対策組織の整備	10
	(1) 「いじめ対策委員会」設置の目的	
	(2) 構成メンバー	
	(3) 具体的な役割	
6	その他留意事項	11
7	資料	12
	○ いじめ防止年間計画	
	○ 「生活アンケート」	

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」の取組は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が共通理解のもと日々実践することが求められる。

ここに、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)13条の規定、及び国や県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校における「いじめ防止基本方針」を策定した。

(1)いじめの定義

いじめとは …

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 [いじめ防止対策推進法 第2条]

* 文部科学省では、従来「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたが、平成18年度より「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と見直しを行った。従来の定義から継続的に「深刻な」といった文言が削除された背景は、いじめられる側の精神的・身体的苦痛を重く受け止めたことに他ならない。

(2)いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下に示すものは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの子にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るものである。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑩ いじめは、学校・家庭・社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ⑪ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、「傍観者」にも留意する。

2 未然防止の取組

いじめ問題において、未然防止の取組が最も重要になってくることは言うまでもない。そのためには、いじめの基本認識にもあるとおり、「いじめは、どの学校・どの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもつ中、いじめを起こさせないため、積極的に「望ましい人間関係づくり」「道徳性の育成」といった「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいかなければならない。

(1) 具体的な指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むといった、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施する必要がある。

【具体的な取組】

- 「いじめ防止年間計画」を年度当初に確認する。【P14 年間計画 参照】
- 職員会議等を活用するなか、PDCAサイクルの取組を充実させる。

(2) 実態把握の重要性

小学生の場合、いじめに関して自ら訴えてくるケースは比較的少なく、潜在化してしまう危険性が高い。「大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」「教職員の子どもも観や指導の在り方が問われる問題である」といったいじめの基本認識を常に頭に置きながら、実態把握に努めなければならない。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握にも十分注意を払う必要がある。

【具体的な取組】

- 子どもと向き合える「ゆとりある教育課程の編成」に努める。
- 日頃から子どもの気持ちや行動・価値観に共感的に理解しようとするカウンセリング・マインドの資質・能力の向上に努める。（研修の充実）

(3) 自尊感情を高める「学習指導、学級活動、学年・学校行事」の充実

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在として認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切となる。授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」といった経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもを大きく変化させる。

① 子どもの眼差しと信頼

子どもは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

《子どもに自信を持たせる「とっておきの言葉」》

- 「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしいよ。」
- 「約束だよ。信じてるからね。」
- 「あの時の態度、とても立派だったよ。とても大きく見えたよ。」
- 「〇〇することは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」

〇「そうか、それはいいところに気づいたね。」

〇「あなたが大切だからこそ、こうやって話をするんだよ。」

〇「あなたの〇〇に取り組む姿勢が素晴らしいよ。」

など

② 教職員の協力・協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う子学校づくりを推進することが必要である。

【具体的な取組】

- 〇 全ての児童にとって「わかる授業」の創造
- 〇 正しい言葉遣いの指導
- 〇 子どもに自信を持たせる言葉かけ
- 〇 他者と関わる機会の設定（学習活動、学年・学校行事、児童会活動）
- 〇 自然・社会体験の充実（生命に対する畏敬の念、感動する心）
- 〇 「学級力アンケート」をもとにした、児童の自治的活動の充実

(4) 人権教育・道徳教育の充実

- いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに様々な機会をとらえて理解させることが重要である。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である「生命尊重の精神」や「人権感覚」を育むと共に、人権意識の高揚を図る必要がある。
- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない」「許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- 子どもたちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの防止につながると思われる。
- 障害のある児童生徒や外国籍の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 人権教育では、子どもの実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

【具体的な取組】

- 〇 道徳教育の充実
〔「生命尊重」「思いやり・親切」「友情・信頼・助け合い」「敬虔」…等〕
- 〇 情報モラルの育成

(5) 保護者・地域住民との連携

子どもの健全育成を目指す上で、保護者・地域住民との連携は不可欠である。また、万が一、いじめが発生した場合、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者や地域の方々との信頼関係を築いておくことが大切である。さらに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設けたり、いじめの持つ問題性や家庭教育の在り方などについて考えたりする場を設定することが有効となってくる。

【具体的な取組】

- PTAの各種会議や懇談会等の活用
- 学校・学年だより等における広報活動の充実
- 授業参観における道徳授業、学級活動等の公開

3 早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切なことは言うまでもない。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者とも連携する中で情報を収集することが大切である。

(1) いじめに気づく力を高める

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、本人の〔①親に心配かけたくない ②訴えたら仕返しが怖い ③いじめられる自分はダメな人間なんだ ④大人は信用できないといった心理〕を理解し、普段から子どものささいな言動や表情の裏にある心の叫びといったものを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

【いじめの態様】

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句 | … 脅迫・名誉毀損・侮辱 |
| イ 仲間はずれ、集団による無視 | |
| ウ 軽く叩かれたり、蹴られたりする | … 暴行 |
| エ 強く叩かれたり、蹴られたりする | … 暴行・傷害 |

オ 金品をたかられる	… 恐喝
カ 物を盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする	… 窃盗・器物破損
キ 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり，させられたりする	… 強要・強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で誹謗中傷される	… 名誉毀損・侮辱

(2) 早期発見の手だて

① 日常の観察

- 成長の発達段階から見ると，小学校の中学年以降からグループを形成し始め，発達の個人差も大きくなる時期であることから，この時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなどを担当を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり，そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また，気になる言動が見られる場合は，グループに対して適切な指導を行い，関係修復にあたる必要がある。
- 休み時間や放課後などの機会に，子どもの様子に目を配る。「子どもがいるところには，教職員がいる」ことを目指し，子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは，いじめ発見に効果がある。また，教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

[朝の教室巡視・環境整備，朝学習・朝読書の指導の充実]

② 生活アンケートの実施

- いじめ発見の一つの手だてとして，生活アンケートを実施する。いじめられている子どもにとっては，その場で記入することが難しい状況も考えられるので，実施方法については，記名・無記名，持ち帰りなど，状況に応じて配慮し実施する。

[年3回実施（5月・10月・1月） P13，14 資料参照]

③ 教育相談

- 日常生活の中での教職員の声かけ等，子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは，教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。また，定期的な教育相談週間等を設けるなど，相談体制を整備し，子どもたちに相談窓口を周知徹底することが必要である。

[教育相談体制の整備と周知，生活アンケート実施月の教育相談の実施]

[スクールカウンセラー・市の電話相談窓口の周知徹底]

- 教職員の業務の見直しを行い，相談時間を一層確保するなど，教育相談体制を充実させる。

④ 相談しやすい環境作り

- 子どもが教職員や保護者へいじめについて相談することは，非常に勇気のいることである。いじめている側から「チクった！」と言われ，いじめの対象になったり，さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し，その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては，教職員への不信感を生み，いじめが潜在化してしまう危険性ももっている。

《本人からの訴えには…》

- 「よく言ってくれたね！」といった教職員の姿勢を伝えると共に、実際に訴えがあった場合は、全力で守る手だてを考えなければならない。
- 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけに終わらないよう注意する。

《周りの子どもからの訴えには…》

- いじめを訴えたことにより、その子へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもからの目が届かない場所や時間等の配慮が必要である。
- 「よく教えてくれたね！」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないうこと等、安心感を与える。

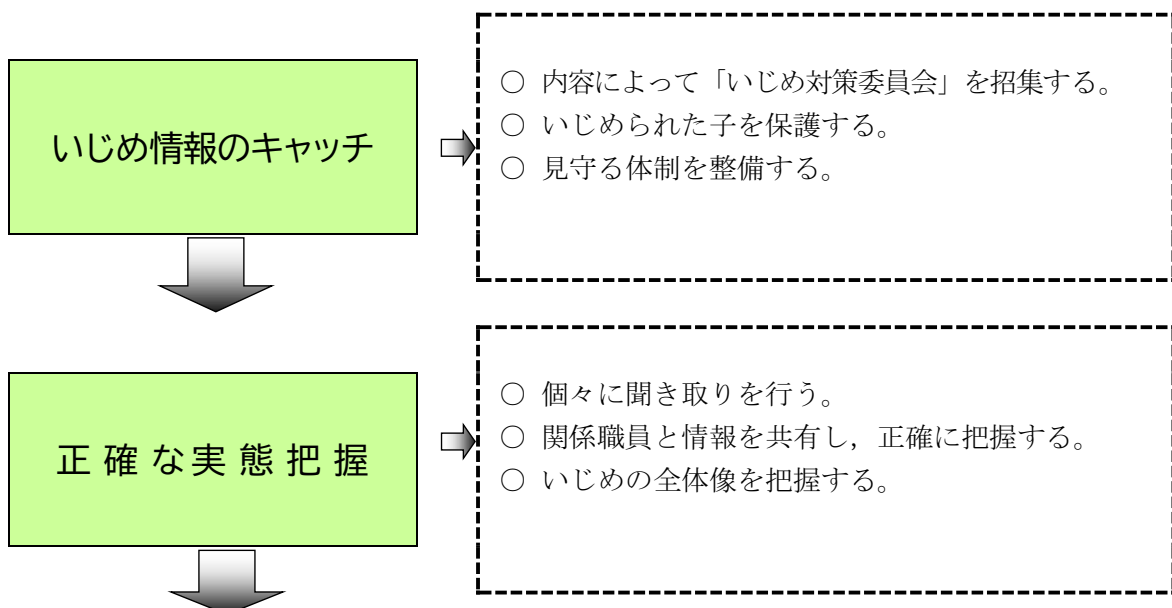
《保護者からの訴えには…》

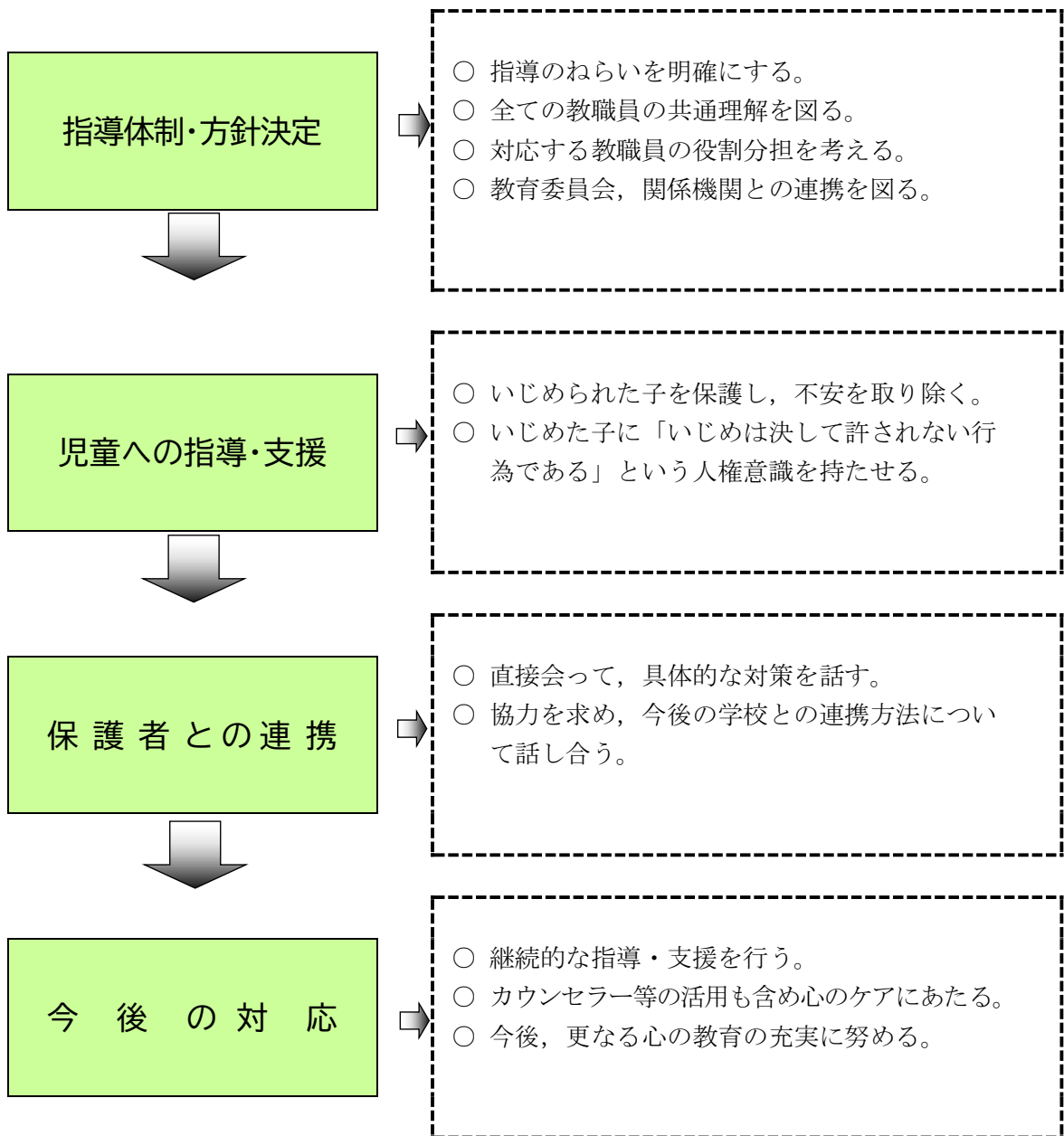
- 保護者がいじめに気づいたとき、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。
- 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡を取り合っておくことが大切である。

4 早期対応(いじめの対処)

いじめの兆候を発見した時は、当事者や保護者の訴えに誠実に耳を傾け、目に見える形で即時的な対応を心がけること、「いじめは絶対に許さない！」といった断固とした姿勢を学校として貫くことが重要である。問題を軽視することなく、いじめられている子の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向け学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめ再発防止に向け、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1)いじめ対応への基本的な流れ





(2)いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた子どもに対して

【子どもに対して…】

- ・ 事実確認と共に、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」をしっかりと伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉かけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して…】

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子どもに対して

【子どもに対して…】

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して…】

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

④ 継続指導の重要性

- ・ いじめが解消したと判断できる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・ いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた子ども、いじめた子どもの双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取組を洗い出し、いじめのない学校づくりへ向けて取組を強化する。

(3)インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめとは…

- パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、直接、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの

- * インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- * インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置づけ、指導の充実を図る。
- * 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と綿密に連携・協力し、双方で指導を行う。

5 いじめ対策組織の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、教育活動全般において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、総合的な取組を展開していく。

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

〔いじめ防止対策推進法 第22条〕

(1)「いじめ対策委員会」設置の目的

学校におけるいじめの「未然防止、早期発見、早期対応」といった組織的な対応を行うための中核として、より実効的ないじめの問題解決に資する。

(2)構成メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年主任

〔いじめへの対応時〕→ 当該担任，関係機関（教育委員会，警察…等）

(3)具体的な役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携。必要に応じて市教育委員会との情報共有。
- ⑤ 学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証
- ⑥ 重大ないじめ事案が発生した場合に、実効的な解決に向け、「山梨市いじめ問題専門委

員会」と綿密な連携を図る。その際、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しないこと、調査を行う組織を平時から設置しておくこと等、学校と教育委員会とで連携しながら適切に対処していく。

6 その他留意事項

- (1) 東日本大震災で被災した児童生徒や原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (2) 性同一性障害や性的指向・性自認に関わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進する。
- (3) 障害のある児童生徒が被害者、加害者となるいじめには個人の特性を踏まえた適切な指導や支援を行う。
- (4) いじめが「解消した」と判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が認められる状態とする。
- (5) いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (6) 生活アンケートや個人面談、校内研修など、いじめ防止に向けた取組を学校評価（達成目標を定めるなど）でチェックするように努める。
- (7) ー1 新たな感染症の感染者や濃厚接触者、また、懸命に治療にあっている医療従事者の方やその家族への差別・偏見・いじめなどが起きることのないように未然防止・早期発見に取り組む。
ー2 児童や保護者が感染症に係る正しい情報を得られ、家庭でも対策できるよう組織的な指導・支援を行う。

[]年[]組 名前()

◆このアンケートは今の学年になってからのことを書いてください。※^{ひみつ}秘密は守ります。

1 学校は楽しいですか。 とてもたのしい たのしい あまりたのしくない たのしくない
1 2 3 4

2 1でそのように答えたわけを書いてください。(とくになければ書かなくてもよいです)

3 学校の勉強は楽しいですか。 とてもたのしい たのしい あまりたのしくない たのしくない
1 2 3 4

4 家庭は楽しいですか。 とてもたのしい たのしい あまりたのしくない たのしくない
1 2 3 4

5 仲の良い友だちがいますか。 たくさん 2、3人 1人 いない
1 2 3 4

6 あなたは最近いじめられましたか？ (いじめられた ・ いじめられていない)
「いじめられた」と答えた人は下から近いものを選んで○をつけてください。(いくつでも)

- ① 冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句, いやなことを言われた。
- ② 仲間はずれ・集団による無視をされた。
- ③ 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりした。
- ④ ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりした。
- ⑤ 金品をたかられた。
- ⑥ 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりした。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりした。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で, 誹謗中傷や嫌なことをされた。
- ⑨ その他 (※書いてください)

7 そのいじめは解決していますか？ (している ・ していない)

8 質問6や質問7で、「はい」とか「解決していない」と答えた人は、だれかに相談しましたか。

(相談した ・ 相談してない)

9 質問8で、「相談した」と答えた人は、だれに相談したか書いてください。

10 学校・学級・友だち、自分、家庭のことなどで困ったり、悩んだりしていることがありますか。

(ある ・ ない)

「ある」と答えた人は、どんなことですか。下を書いてください。

[] 年 [] 組 名前 ()

◆あてはまるところに○をつけたり、質問に答えたりしてください。

今の学年になってからのことを書いてください。 ※ひみつはまもります。

1. 学校は楽しいですか。

() とても楽しい () 楽しい () あまり楽しくない () 楽しくない

2. 1でそのように答えたわけを書いてください。

3. 仲のよいともだちは、いますか。

() たくさんいる () 2, 3人いる () 1人いる () いない

4. あなたは、さいきんいじめられましたか？ (いじめられた ・ いじめられていない)

「いじめられた」と答えた人は下から近いものをえらんで○をつけてください。(いくつでも)

① わるぐちやいやなことを言われた。 ② ともだちからなかまはずれにされた。

③ かるくぶつかられたり、あそぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。

④ つよくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。 ⑤ お金や物を取られた。

⑥ おかねやものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すてられたりした。

⑦ いやなことやはずかしいこと、あぶないことをされたり、させられたりした。

⑧ スマホなどでいやなことをされた。 ⑨ その他 (※書いてください)

5. そのいじめはなくなりましたか？ (4で「いる」と答えた人のみ)

(なくなった ・ なくなっていない)

6. 4ばんや5ばんで、「いじめられている」とか「いじめがなくなっていない」とこたえた人は、だれかに そうだんしましたか。

() そうだんした () そうだんしていない

7. 「そうだんした」こたえた人は、だれに そうだんしたか 書いてください。

8. ひとのいやがることを言ったり、やったり「いじめ」をしていませんか。

() していない () ちょっとなることがある () 時々する () かなりする

9. 家庭では、楽しく過ごしていますか。

() とても楽しい () 楽しい () あまり楽しくない () 楽しくない

10. 今こまっていることや、なやんでいることがありますか。(ある ・ ない)

あったら書いてください。

